

# 個別避難計画作成の推進について

## 内閣府防災担当 避難生活担当参事官室

### 1 はじめに

災害が激甚化、頻発化する近年の状況等を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者等の要配慮者のうち自ら避難することが困難であり避難の際に支援が必要な避難行動要支援者について、地域の福祉や自治会等の関係者そして避難行動要支援者に、災害や避難を自分ごととして受け止めていただき、地域ぐるみによる避難につながる個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

### 2 国の取組

内閣府においては、取組指針を作成し、個別避難計画の作成手順等を示すとともに、取組指針を見やすく整理した手引きを作成し提供しています。

予算事業として、個別避難計画の作成に取り組む自治体を対象としてモデル事業を実施することを通じて、各地における取組の促進を図り、成果発表会、報告書、会議等のさまざまな機会を通じて、好事例の横展開を図っています。

また、個別避難計画作成の取組が

なかなか進まないなど、計画づくりの取組において困難を抱える町村等に対して、実際に計画を作成した経験のある自治体職員であるサポーターを派遣し、同じ自治体職員の目線で一緒に考え、助言等の支援を行うピアサポートを実施しています。ピアサポートは、町村等の職員の方にサポーターを引き受けていただき、町村の実情を踏まえた支援を実施してきたところです。

さらに、令和5年度からは、計画づくりに取り組む町村等に対する、都道府県による支援のより一層の推進をめざし、所管省庁である内閣府と消防庁のほか、関係省庁であることも家庭庁、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁の参画を得て、都道府県個別避難計画推進会議を開催しています。（年度内に4回開催）

令和7年度予算案においても個別避難計画の作成の推進に関するものを盛り込んでいます。

これらのほか、個別避難計画が災害対策基本法に位置付けられた令和3年度から、個別避難計画等の作成に要する経費は地方交付税措置されています。単位費用算定の基礎において、人口十万人の標準団体あたり約400万円であることが、地方交付税制度解説（単位費用編）（一般

財団法人地方財務協会刊）において解説されています。

### 3 町村の取組

内閣府が実施しているモデル事業には町村からも参画いただいております、好事例として横展開を図っている団体には、次のような町や村の取組があります。

○群馬県榛東村 以前から地域のネットワークづくりに取り組んでいた社会福祉協議会と連携し、住民支え合いマップをいかにして計画づくりに取り組んでいます。

○福井県永平寺町 自治会、民生委員、社会福祉協議会、福祉施設等、さまざまな分野の関係者が参加する避難行動要支援者協議会を開催するとともに、住民の皆さまや障害者団体が参加する訓練に取り組んでいます。

○高知県黒潮町 従来からある福祉避難所協議会等を活用して関係者（福祉事業者）との連携を図るとともに、福祉専門職、地域住民、避難行動要支援者本人の参画を得て計画づくりに取り組むことや訓練のハードルを下げること（お試し避難訓練）に取り組んでいます。これらのほか、マンパワー不足と

## 政 策



▲住民の支援と個別の避難計画を決める様子（群馬県榛東村）



▲住民支え合いマップづくりの様子（群馬県榛東村）

▲動画により個別避難計画に関する周知を図る様子（福井県永平寺町）  
（出典）永平寺町役場チャンネル <https://www.youtube.com/watch?v=Q8e890xZPxQ>

▲看護職等いろいろな関係者と一緒に計画に取り組む様子（福井県永平寺町）



▲地域の関係者が集まり計画を作成する様子（高知県黒潮町）



▲お試し避難訓練の様子（高知県黒潮町）

個別避難計画を作成する方法には、さまざまな手法があります。大きく分けると、二つのアプローチがあります。

## 5 いろいろな計画づくり

避難計画を作成した経験のある市町村の職員であるサポーターの皆さまの声を聞き取るなどして、どのようにすれば個別避難計画の作成に取り組みやすくなるか、図1にまとめ、リーフレットのかたちで提供しています。今後の取組の参考としてください。

## 4 取り組みやすくする

個別避難計画が災害対策基本法に位置付けられてから3年を超えましたが、いまだ計画を作成できていない町村等があります。

また、計画を作成しているものの、なかなか取組を各地区に広げることができていない町村等もあります。

このようなことから、実際に個別

課題の解決に向けて、地域おこし協力隊員、集落支援員、会計年度任用職員等の仕組みを活用して取り組む等、全国でさまざまな取組が始まっています。



▲県総合防災訓練で個別避難計画を取り上げた例（新潟県関川村）

### アプローチ①

【市町村支援の個別避難計画】福祉専門職等の関係者の協力を得て市町村がしっかりと支援して関係者が意見交換しながら作成します。

### アプローチ②

【本人・地域記入の個別避難計画】必要に応じて、ご家族や地域の方と相談しながら避難行動要支援者が記入します。

皆さまの町や村において、【市町村支援の個別避難計画】の方法で取り組んでおられて、計画づくりの取組が、なかなか進まないことでお悩みの場合、【本人・地域記入の個別

避難計画】の方法、具体的には、次のような進め方で取り組むことについて、一度、検討されてはいかがでしょうか。

○避難行動要支援者に郵送等で様式をお届けするとともに、浸水深等の自宅の災害リスク、最寄りの避難先等をお伝えします。

○様式に必要な事項を記入して、返送していただきます。（必要な場合には、ご家族や地域の方と相談して記入していただきます。）

○返送があった個別避難計画について、記入もれ等がないか確認します。

○記入もれがある、あるいは、返信がない等の場合には、本人（家族）への電話や訪問により、確認や支援を行います。

また、【本人・地域記入の個別避難計画】のバリエーションになりませんが、災害時の避難をイメージしにくいという場合には、一度、避難先まで行ってみて、そのすぐあと、た

## 市町村や関係団体等のみなさまが個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために ～ 先行して取り組む自治体や関係者の経験を踏まえ ～

- できることから、できる方法で、まず、行動してみましょう。
- 個別避難計画の作成に取り組む庁内・庁外の連携体制や様式等、そして、作成した一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきましょう。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することや、ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出してみましょう。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担することもよいことでしょう。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出してみましょう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきましょう。
- 避難行動要支援者名簿に記載等されている方全員について5年間で作成することが求められているわけではありません。このような方々のうち、想定されている浸水深が大きいなどのハザードが厳しいところにお住まいである、要介護状態区分が高い、障害の程度が重いなど、優先度が高いとそれぞれの市町村が考えた方について、令和3年から5年程度で作成することをひとまずの目標とすることが示されています。
- 個別避難計画に取り組む目的は、避難の可能性を高めることなので、「作成すること」＝「避難の実効性を高めること」と考えてみてはどうでしょうか。  
住んでる場所でどんな災害が起きるのか、また、実際に避難先に行ってみて、避難先がどこかを知ることなどで避難の実効性を高めることができます。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みましょう。
- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談してみてください。みんなで一緒に考えていきましょう。



▲図1 個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ（令和5年1月（令和6年11月追補）内閣府）  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r6kohou.html>

## 政 策

## 6 おわりに

個別避難計画の作成に取り組んでいる関係者の皆さまは、日々、さまざまな課題に直面され、その中には一人では解決することが難しい課題等があるものと考えております。

このような課題等に直面した場合

例えば避難先からの帰り道に、みなで今日のことを話しながら、その日あったことを紙（様式）に書き込むといった方法（ひなんさんぽ）もあります。この場合、都道府県の総合防災訓練等の場を活用する方法もあります。



▲「ひなんさんぽ」の様子

には、都道府県や内閣府に相談できることを思い出してください。

都道府県に対しては、市町村の取組に寄り添い一緒に考える、いわゆる伴走支援を行っていただけるよう、内閣府からお願いしております。

制度の考え方等についてご不明の点等あれば、電話やメールなどで内閣府にお問い合わせください。そのほか、会議や研修等で説明をしてほしいといったご要望がありましたら内閣府の職員が対応しております。お気軽にご連絡ください。

## ○くわしい情報

内閣府防災情報のページ

避難行動要支援者の避難行動支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

## ○お問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）  
付参事官（避難生活担当） 付

個別避難計画担当

03-5253-2111（代表）  
03-3501-5191（直通）

## リニューアルしました！町村専用ページ「町村.com」

<https://www.zck.or.jp/choson/>

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員の皆さまの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁等の政策情報を随時ご提供し、町村関係者にとって役立つホームページとなることをめざし、これからも充実を図ってまいります。ご感想・ご意見は、下記のメールアドレスにお寄せください。



「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。

ログイン時のユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ（平成18年9月27日付）しております。お問い合わせは、全国町村会広報部(kouhou@zck.or.jp)までお願いいたします。

詳しくは Web へ



お問い合わせはこちら

